

享保十一年 長門須佐浦ニ於テ唐船打拂記録

中 村 睦 美

今回紹介する史料は、山口県文書館架蔵の毛利家文庫28防寇15に収められている「享保十二丙午年八月 長門國阿武郡須佐浦 唐船打拂記録」である。

形態は、法量縦23・6 cm横16・9 cm、袋綴装、紙撚4穴、本文245丁、料紙は和紙である。

唐船の漂流は、すでに江戸時代初期の寛永期からみられ、打払いの対象にされていた。享保期になると、萩藩や支藩の長府藩の領海にも頻繁に現れるようになった。本史料はその一例である。

内容は、享保十一（一七二六）年八月七日に長門國阿武郡須佐浦へ現れた唐船に対して、九日に打払いをし撃沈させた記録である。

享保十一年八月七日申の下刻に長門國阿武郡須佐浦へ現れた唐船を漁人が発見し、益田越中元道の家来の役人に知らせ、江崎浦船窮役兼唐船打払役の伊藤半左衛門景尚が酉の刻に確認し、萩へ注進した。翌八日巳の刻に阿武郡所務代の粟屋八左衛門親信が向いき確認し、当役桂主殿広保を通して藩主吉元に報告された。午の刻に唐船が漂着した段階で、打払いの準備と八日付の「御書」（一度目）が江戸留守居井原市正広から公儀人井原藤兵衛師勝を通じて御用番老中松平左近将監乗邑へ、併せて長崎奉行日下部丹波守博貞、大坂

町奉行鈴木飛騨守利雄（東）、松平日向守勘敬（西）、京都役人へ、また当役桂主殿広保から当職毛利筑後広政、長府支藩毛利甲斐守匡広、江戸加判役毛利宇右衛門広規、国元加判役毛利伊勢元雅へ知らせている。

その後唐船が出帆しないので、九日夜に厳しく打払い、その際唐人二人打落し船具も損なった夜明け、唐人が鉄炮や火玉で「手向」い、唐船が打潰れたことから、二度目の「御届」（十日付）を各所へ發送し、その状況説明のために三度目の「御届」（十一日付）を持参して江戸へは村上又右衛門常忠が、長崎には伊藤喜右衛門俊信が参上している。さらに唐船を焼亡・溺死人を出したことから長崎へは大組物頭役井上源三郎盛数が十六日付の御書を、江戸へは御目付役の兼重五郎兵衛貞連が届け、尋問されている。

この兼重五郎兵衛貞連が江戸へ到着したのは九月一日で、八月御用番老中松平左近将監乗邑は、唐人が「手向」ったのは九日の夜か十日からか等尋ね（十日昼で唐船出火も昼）、九月御用番水野和泉守忠之は三日に唐人疵の所見や年齢のこと等尋ねている。

大公儀（幕府）から拝領物をいただくことや、長崎御奉行の三宅大学康敬（前長崎御目付）が長崎赴任で赤間関を通る機会に今回の

事情を説明するため、御目付役の廻神甚五郎里次が出向いて打合せたり、支藩長府毛利甲斐守匡広や徳山毛利但馬守広豊などに今回の経緯を知らせたりしている。また隣国から「聞合」があったり、藩主吉元に「御通懸御目見」したことや拝領物の事までが記録している。本史料はこの打払いに関して二十二件にわたり、当役桂主殿広保の名で纏めたものである。

同じ打払を扱ったものに毛利家文庫28防寇14「異船事御尋ニ付御答 御密用方 享保一一」、17「須佐浦唐船打払之記」がある。14「異船事御尋ニ付御答」は村上又右衛門常忠が八月二六日に老中松平左近将監乗邑から「御問有之御答仕候趣」に対して翌二七日朝の「御答事」の扣で、15の七にあたり、17「須佐浦唐船打払之記」は益田越中元道の領分に隣国（濱田、芸州）から「聞合」に来たもので15の廿にあたるものである。なお17には「濱崎御船蔵」「奥阿武郡粟屋八左衛門宰判諸浦」「御武具方」「益田越中」より須佐浦へ差出した諸道具・役船・舸子などの記録もある。

今回紙面の関係上、「目録」と、「須佐浦江唐船漂着打拂之儀御届之事」・二「二度目御届之事」・十四「唐船打拂之儀付而御書付被差出候事」・十五「廻神甚五郎赤間関罷出候事」・十六「物頭御目付江拝領物被仰付候趣、江戸より飛脚を以注進并御用状、筑後方より渡邊新右衛門を以俵山被差越候事」、廿一「打拂ニ被差出候面々、御通懸御目見之事」にある秋藩主吉元に御目見した役職が記してあるものを翻刻した。

なお翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

《凡例》

一 本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上現行では詰めた。

一 平出、欠字も現行では詰めた。

一 翻刻に当たり、本文中に適宜句読点（、）と並列点（・）を付した。

一 変体仮名（江、而、者、茂）等は、原文では小さく書かれているものもあるが、同じ大きさにした。

一 仮名（せ、て、へ、を）・片仮名（ク、サ、シ、テ、ニ）等は、原文では小さく書かれているものもあるが、同じ大きさにした。

一 後筆の字も同じ大きさに入れた。

一 文中の誤字・脱字については、訂正・挿入してあるものを入れた。

一 異体字は訂正して入れ替えた。

一 / はシテとした。

一 一頁の終わりは（ ）で印した。

享保十一年長門須佐浦ニ於テ唐船打拂記録 全

享保十一丙午年八月

長門國阿武郡須佐浦

唐船打拂記録

桂主殿廣保在役中」

唐船打拂記録目録

七

- 一 須佐浦江唐船漂着打拂之儀御届之事
- 二 二度目御届之事
- 三 一度目御届、村上又右衛門江戸被差登、并伊藤喜右衛門長崎被差」越候事
- 四 伊藤喜右衛門唐船打拂為御届長崎被差越、并御勤相濟掃萩之事
- 五 井上源三郎為御使、長崎御奉行所被差越候事
- 六 長崎於御奉行所、源三郎勤方之覚」
- 七 村上又右衛門江戸着之上、御連書并御書付差上、御奉書御渡被成候事
付、打拂之儀御問之事
- 八 三宅大学殿に御留守居井原藤兵衛方へ来手紙、并御答之事
- 九 水野和泉守様へ打拂之趣、御内々を以御知せ候事」
- 十 須佐浦物頭引拂、焼残之帆柱しまり之事
付、益田越中江奉書之事
- 十一 唐船為打拂被差出候御目付・物頭へ被成御意候事
- 十二 一 唐船焼残之船具之儀、并溺死之唐人一人之死骸取揚候儀、兼重」
五郎兵衛を以江戸表御届被成候事
付、水野和泉守様と段々五郎兵衛へ御尋之事
- 十三 一 兼重五郎兵衛其外打拂之役人、従大公儀拝領物之事、并五郎兵衛御暇之事
- 十四 一 唐船打拂之儀付而御書付被」差出候事
- 十五 一 廻神甚五郎赤間関罷出候事
- 十六 一 物頭・御目付江拝領物被仰付候趣、従江戸以飛脚注進之趣、并御用状筑後方と渡辺新右衛門を以俵山差越候事
- 十七 一 兼重五郎兵衛掃萩之事
付、三浦又右衛門江戸被差登御勤候事
- 十八 一 三浦又右衛門持参仕候御札御書其外、御一門様方へ御知せ候事
- 十九 一 同人江戸差上相勤候次第
- 二十 一 御隣国と聞合之事
- 廿一 一 打拂ニ被差出候面々、御通懸御目見之事

廿二

一 拝領物之事」

(一)

須佐浦江唐船漂着打拂之儀御届之事

一 享保十一年八月七日申ノ下刻、須佐浦益田越中洋中子ノ方ニ當唐船一艘相見候由、彼浦漁人益田越中家来之役人江申出、右役人益田伊藤半左衛門江崎浦御寄役并方江申来候付而、早速為見分半左衛門罷出候処ニ、彼浦益田亥ノ方ニ當同日酉ノ刻右浦益田一里半程沖黒嶋御名与申嶋之邊ニ相見候由、半左衛門御名萩江遂注進候、同八日巳ノ刻飛脚到着ニ付、早速粟屋八左衛門御名須佐浦被差出候、且又同日午ノ刻、右黒嶋御名須佐浦之湊中御名與御名与申所へ漂着之由、半左衛門より遂注進出帆茂不仕趣ニ付、兼而被仰出候趣茂有之、打方役人等被差出、打拂之御用意相成候、依之右之段為御届、於江戸御「用番之御老中并長崎・大坂町御奉行方へ、左之通御書付又者御書御口上等ニて被仰入候事

但、於須佐浦打拂御用意御仕構、場所作廻等之儀茂、一切地方ニ扣有之付而、此記録ニ除之」

御用番之御老中江御届書付

私領内長門国阿武郡須佐浦洋中昨七日申ノ刻、右浦益田子ノ方ニ當唐船壹艘相見候通彼浦差置候、家来之者益田申越候付「平波見合、早速打拂可申付与奉存候、依之申上候、以上

八月八日 御名

右者御案文ニて被差越於江戸御書調相成、持參被申付候様被申

遣候事」

一 長崎御奉行日下部丹波守殿・大坂町御奉行鈴木飛驒守殿・松平日向守殿江、如早晚以御書被成御届、并京都役人へ茂為心得申達候通、江戸御留守居井原市正公儀人中へ知せ、旁毛利筑後・毛利甲斐・毛利宇右衛門・毛利伊勢、桂主殿益田申達候、尤「何里程沖漂着候哉与御尋茂有之候ハ、凡七八里程沖ニて可有之与申午者、里数之儀委細難分之由取繕、挨拶可被仰付之由、八月八日之飛脚を以申遣候事

長崎・大坂江御届之御書

一 筆令啓達候、拙者領内長門国阿武郡須佐浦洋中、昨七日申ノ刻、右浦益田子之方ニ當り唐船壹艘相見候通彼浦差置候、家来之者益田申越候付平波見合、早速打拂可申付与存候、為其以飛札如是候、恐惶謹言」

八月八日

鈴木飛驒守様

松平日向守様

一 筆申候、如是御座候

日下部丹波守様

右之通於江戸八月十九日、御用番「松平左近将監様江、井原藤兵衛益田御書付持參御届仕候、於長崎・大坂茂御届相濟候事」

(貳)

二度目御届之事

一 須佐浦之唐船八日ニ至り候て茂退船不仕、右浦益田一里程沖江漂来仕候付而、早速打拂為可被仰付筒役船用意仕、萩益田も御目付・物頭役・足輕其外追拂之諸道具等相添被差」出候、須佐浦迎海

上別而波高、一兩日已來西風強打拂難相成候付而、無油斷見分仕候處、九日ニ至候て茂同所滞船仕、風少々穩ニ成候故、同日夜入筒役船唐船へ間近乗寄せ、百目已下之鉄炮ニて稠敷打懸玉数多打込、唐人江當り式人海上江打落、」其外船具等打破り段々手痛ク打立候へ共、唐船出帆之躰無之、然者逆風又ハ船具等損出帆不相成もの哉与猶豫仕見合候へ共、夜明ニて茂一向出船不仕、猶又打拂有之処、唐人茂相働鉄炮を打、火玉を投懸手向仕候付手強打立、尤右死骸并舟具」等取揚置候由注進有之候、弥出帆不仕候ハ、不得止、唐船御打潰候哉、有之間敷候、只今迄之趣御用番へ御届可被成候由ニて、左之通御書付御案文ニて、八月十日飛脚を以、井原市正公儀人中へ年寄中申達候、尤於御用番委細之儀ハ、国元も申來候由、挨拶」有之候様申遣候大阪・長崎御奉行江、右之段被成御届、京都へ茂為心得被仰知候、於江戸三宅大学殿 長崎御奉行 江、右之趣被仰達候様申遣候事

一 唐人式人之死骸塩詰ニ致シ、長崎被差越答候事」

一 打拂相濟候上、村上又右衛門江被仰合、江戸被差越答候、其内御尋之廉茂有之候ハ、覚書被仰付置候て、又右衛門着候上御答相成候様、旁先達而江戸申遣候事

一 唐船打拂之儀、於江戸御用番へ御届被成事候、當月御用番者松平伊賀守様与被相考、水野和泉守様御事、兼而御心入之訳ニ候へハ、加様之廉有事をハ御用番へ御届、已後山田左次馬 御用番御心入御方御家来之御方也 方迄申入、彼者申上到候様御頼せ可被成旨ニて、先達而御届之趣を始御書付之写被申付、公儀人を以如是御用番へ」御届仕候通、兼而御心入候訳付而、左次馬迄内々を以て御知せ仕、和泉守様被聞召置被下候様御頼可仕候由、国元も申越

候由演説被申付候様にと、市正公儀人中へ主殿方申遣候、尤加様之儀左次馬取次難仕由申訳ニ茂候ハ、夫迄ニ」被致候様被申遣置候事

一 毛利讃岐守様・同主水様・毛利但馬守様・本多兵庫様江御知せ可被成候、於御城いづれそ御噂茂有之候節、御答被成候ためとの御事ニ而、市正迄主殿方申遣候事

右之通候処、於江戸八月廿一日御用番」松平左近將監様へ井原藤兵衛 公儀人 御書付持参直遣之、於長崎・大坂も御届相濟候事

御書付写」

私領内長門國阿武郡須佐浦洋中今月七日申之刻、右浦子之方江當唐船一艘相見候趣者先達而申上候、其已後右浦近漂流仕候付、早速為打払筒役船用意申付候内、翌八日之晚右浦より一里程冲江漂來」仕候、彼浦邊海上者前日波高、其上一兩日以來西風強、打拂難相成候付無油斷見分仕候処、翌九日茂同所罷在風少々穩ニ相成候故、同日夜ニ入筒役船唐船江間近乗寄、百目以下之鉄炮を以稠敷打懸、唐船江玉数多打」込、唐人江茂中式人海上江打落、其外船具等打破候、其節俄雷雨西風強吹出荒波相成候へ共、打懸候儀候故風雨之間段々打立候へ共、唐船出帆之躰不相見候、然者逆風又者船具等損、出帆不得仕儀茂可有御座」哉と、打方之者少々猶豫仕見合候處、夜明ニて茂一向出帆不仕候故、猶又打船乗寄稠敷鉄炮打懸候へ者、段々唐人相働鉄炮を打、火玉之様出物を茂投懸、手向仕候付手強打立申候、尤右死骸并船具等取揚置申候由、」打方役之者共も今日城下致注進候、右之通御座候付猶又嚴敷打拂、弥出帆不仕候ハ、不得止、唐船何分打潰申之外有之間敷

候間、其通可申付与奉存候、依之只今迄之趣先申上候、以上

八月十日 御名

長崎御奉行江之御書

一筆令啓達候、拙者領内長門国阿武郡須佐浦洋中今月七日申ノ刻、右浦の子之方へ當唐船一艘相見候趣者、先達而得御意候、其以後右浦近令「漂流候付、早速為打拂筒役船用意申付候内、翌八日之晚右浦の一里程冲江致漂來候、彼浦邊海上者別而波高、其上一兩日以來西風強打拂難相成候付、無油断令見分候處、翌九日も同所ニ罷在風少々穩相成候故、同夜ニ入筒役舟唐船へ間近乗寄、百目以下之鉄炮を以稠敷打懸、唐船へ玉数多打込、唐人へ茂中式人海上へ打落、其外船具等打破候、其節俄雷雨西風強吹出、荒波相成候へ共打懸候儀故、風雨之間段々打立候へ共、「唐船出帆之躰不相見候様者、逆風又ハ船具等損、出帆難成儀茂可有之哉与、打方之者少々猶豫見合候處、夜明ニて茂一向出帆不申候故、猶又打船乗寄稠敷鉄炮打懸候へ者、段々唐人相働鉄炮を打、火玉之」様成物を捨懸、手向申候付而手強打立申候、尤右死骸并船具等取揚置申候由、打方役之者共今日城下令注進候、右之通候間猶又稠敷打払、弥出帆不仕候者不得止、唐船何分打潰申候外有之間敷」候付、其通可申付与存候、依之只今迄之趣為可得御意飛札を以如是候、恐惶謹言

八月十日

鈴木飛驒守様

人々御中

松平日向守様

同

一筆申候、如是御座候

日下部丹波守様

同

一 小笠原遠江守殿小笠 江茂大概右之趣、御飛札を以御知せ被成候

事

一 長府へ茂同断之趣并此段、江戸・長崎へ茂被成御届候との儀、

御家老中へ當役中の書状を以申達候事

(拾四)

唐船打拂之儀付而御書付被差出候事

一 九月十一日、御用番水野和泉守様御用人中の被相達儀有之付而、老人罷遣候様与申來候付、井原藤兵衛罷出候處、御用人中村紋左衛門相對、唐船「打拂之儀ニ付、此度御書付被差出候趣ハ、委細御書付ニ相見候由ニて相渡候付而、国元可申越由及挨拶罷帰候、依之早速飛脚を以江戸の差上候、前々ケ様之書付被差出候節ハ、御書ニて御答被仰達候付、先格を以御案文相調一同差越候、右御書付」松平大隈守様・松平筑前守様・細川越中守殿・松平出羽守様・松平周防守殿・亀井隱岐守殿・松平主殿頭殿、御留守居を茂一同被招呼御渡被成候、いか様小笠原遠江守殿へ茂被仰達たるニて可有之と、同十二日之飛脚を以市正公儀人中の申來候事

御書付写

一 近年唐船漂流之沙汰無之候へ者、打拂之儀愈以前之申達

候通、別而無油断可被相心得候

一 唐船漂流之刻、拔賣筋候船ニ相見申候ハ、打拂之儀兼

而申達候通可被相心得候、併打拂候て茂出帆不仕候ハ、
舟具等ニテ茂打損シ、出帆難成儀茂難計候間、左様候節
者二三日茂様子見合舟をよせ、弥舟具等を損し出帆難成
趣候ハ、長崎へ送り候様ニ可被仕候

一 打拂之刻出帆仕候ハ、先達而申達候通打払之儀見合、
尤少々者追懸「長く追懸申儀者無用ニ可被致候

以上

九月

一 右御書付之旨長府江前格之通、九月廿五日萩各中も書状を以申
達、其外打方役人中并肥中・向津具・江崎「御手當之物頭江、
筑後も令沙汰候由、俵山申来候事

一 筆致啓上候、唐船漂流之節打拂之儀付、去十一日貴宅江留
守居之者被召呼御書付被成御渡、國元相達拜見之委細奉」得
其意候、恐惶謹言

九月廿四日

水野和泉守様

人々御中

右之通御書を以御請有之、御書唐船方も江戸差登せ候事

(拾五)

廻神甚五郎御目付役也 赤間関罷出候事

(寛平)享保十一 八 廿八名改

一 長崎御奉行三宅周防守殿追付、為御交代長崎御越之由ニ候、然
ハ廻神甚五郎事赤間関在番當り前ニテ出関仕答候、此度唐船打
拂」之儀、於江戸周防守殿江御知せ茂有之、其後御発足ニテ長
崎御越之事候へハ、関御通船候節役人御相對、打払之趣御尋候

廉有之節御答候筋も有之、於萩委細筑後方も甚五郎へ被申合候、
周防守殿へ殿様も御口上等茂有之、出関之節「俵山往還筋之儀
立寄候様ニ沙汰相成、九月廿四日出足、殿様其節俵山御入湯之
儀ニ付御茶屋罷出候、御口上之綾等御好有之調替被仰付、甚五
郎事同廿五日、御前被召出御目見被仰付、御用筋御直ニも被仰
合、同前出足彼地罷越候、」左候而今度被差出候、向後唐船打
拂之御書付之趣、旁関・在番之物頭申談仕、長府打方役へ茂申
談等仕候由ニ候、周防守殿御通船之儀ハ、此時迄ハ様子不相知
候付而不記之候、委細唐船方ニ追々書集可有之事候

(拾六)

物頭御目付江拜領物被仰付候趣、江戸も飛脚を以注進并御

用状、筑後方も渡邊新右衛門を以俵山被差越候事

一 唐船打拂之儀、九月十一日水野和泉守様ニテ御書付被成御渡候
趣、且又須佐浦ニテ打拂之物頭・御目付之御褒美拜領之被仰
付候段、自江戸九月廿二日之飛脚を以注進有之、萩着早速筑後
も渡邊新右衛門を以俵山へ持參申付速御聞候、左候而新右衛門
事返翰等相濟、萩被差返候事」

一 新右衛門事御狩山被成御出候節、同日御通懸之御目見被仰付被
露、記録所役務之」

(廿一)

打拂ニ被差出候面々、御通懸之御目見之事

御目付

兒玉市之介

大組物頭

刺賀佐左衛門

同 熊谷七郎兵衛

同 三井九郎右衛門

同 榎崎与兵衛

粟屋八左衛門添役 国司喜兵衛

追而被差出候分

當職直横目 柏村半右衛門

御中間頭 筒井八左衛門

同 小川長左衛門

右唐人死骸長崎被差送候節、警固被仰付候事

御書院より御奥入御之節

大組物頭 井上源三郎

大組無役 伊藤喜右衛門

右打払付而長崎へ為御使者被遣候

代官 粟屋八左衛門

浦究 伊藤半左衛門

右須佐江被差出

右之通十月朔日御書院出御之節、御通懸之御目見、喜右衛門・源

三郎儀ハ主殿御取合仕候事

(なかむら むつみ)

二〇一〇年度例会の記録より

第六十九回研究例会

「幕末期の大板山鑪（おおいたやまたたら）」

講師 渡辺一雄氏（本学教授・博物館館長）

日時 三月五日（土）十四時～十五時五十分

会場 梅光学院大学・本館三〇三号教室

「発表要旨」

大板山鑪は萩藩領奥阿武宰判紫福村（現在の萩市紫福）に存在した江戸時代の鑪場（製鉄所）で、藩領に展開した石州系鑪場の代表的な存在である。

この鑪場では、幕末期に萩藩が恵美須ヶ鼻造船所で建造した洋式軍艦の原料鉄を供給しており、世界遺産の暫定リストに登載された「九州・山口の近代産業遺産群」の構成資産への追加が検討されている。

今回は、幕末期に焦点を絞り、大板山鑪の実態と幕末の萩藩における産業近代化におけるその役割について検討したい。

